

1 事業概要

本事業は、次世代「光」の活用による光関連分野のさらなる発展を目指し、次世代「光」に関する応用専門人材の育成や産業振興・雇用創出に資する取組を支援する。

2 補助対象者

補助金の補助対象者は、県内事業者又は県内の高等教育機関及び事業者等からなるコンソーシアムの代表者とする。なお、県内事業者とは、徳島県内に生産拠点又は開発拠点を有している者とし、コンソーシアムにおいては構成機関に県内事業者を1社以上含めること。

3 補助要件

(1) 計画の区域が徳島県内であること。

(2) コンソーシアム構成機関を含む各実施主体が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

1) 高等教育機関について、以下の要件が満たされていること。

ア 学生募集停止中でないこと。

イ 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本補助金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと。

ウ 設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと。

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと。

オ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしている大学であって、第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと。

2) 事業者等（県内事業者を含む）について、以下の要件が満たされていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

ウ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

エ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

① 成年被後見人又は被保佐人

② 破産者で復権を得ない者

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反する者として公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を計画しない者でないこと。

キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

ケ 事務所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

4 補助対象事業

(1) 「光」応用専門人材の育成に関する事業

- ・光関連産業の振興に資する教育研究の活性化を図る取組
- ・光関連産業を担う専門知識及び技能を持った人材育成の取組

(2) 次世代「光」関連産業の振興・雇用創出に資する事業

- ・次世代「光」関連技術を活用した応用製品開発に繋がる取組
- ・2025年「大阪・関西万博」における「とくしま『まるごとパビリオン』」において、未来社会の姿として成果発信が期待できる次世代「光」を活用した取組

5 補助対象経費及び補助率

経費	対象経費 ※1、2	補助率
(1) 「光」応用専門人材の育成に関する事業	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、備品購入費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費	1/2
(2) 次世代「光」関連産業の振興・雇用創出に資する事業	原材料費、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料、その他知事が特に必要と認める経費	

※1：対象経費については、事業の実施にあたり真に必要な経費のみとし、以下の経費については、原則として補助対象外とする。

- ・ 特定の個人や個別企業に対する給付金事業及びそれに類するもの
 - ・ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
 - ・ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金の積立金
 - ・ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費等
- ※2：物品、備品の購入等については、KPIの達成への寄与が見込まれるものに限定。

6 提出書類及び応募方法・期間

(1) 提出書類

- ・ 事業計画書

※ 計画期間は複数年も可とするが、2年目以降の補助を保証するものではない。

(2) 応募方法・期間

事業計画書を作成し、データ又は郵送（持参も可）により提出すること。なお、申込みを希望する場合は事前に担当者まで連絡すること。

【提出先】

徳島県 経済産業部 産業創生・大学連携課 大学連携担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2012 ファクシミリ：088-621-2897

E-mail：sangyousouseidaigakurenkeika@pref.tokushima.lg.jp

【公募期間】

令和6年5月1日から令和6年6月28日までとする。

7 事業の採択

事業計画書の提出があった場合、別途設置する審査委員会において内容を審査の上、優れていると認められたときは、補助事業として採択する。

8 その他

- (1) 必要に応じて現地調査等を行うことがある。
- (2) 必要に応じ事業に関する調査等に協力すること。